



(担当)

埼玉労働局総務部総務課

課長 飯山 浩史

総務企画官 石井 健司

電話 048 (600) 6200

新型コロナウイルス感染症による経済的影響に係る 「特別労働相談窓口」を開設します

埼玉労働局（局長 木塚 欽也）では、新型コロナウイルス感染症による経済的影響に係る「特別労働相談窓口」を埼玉労働局に開設します。

新型コロナウイルス感染症による経済的影響に係る労働関係に関するご相談については、以下のとおり相談窓口をご利用ください。

1 開設期間・対応時間

令和2年2月14日（金）から当面の間 9:00～17:00（平日のみ）

2 相談内容

労働相談（休業、雇用調整助成金、解雇・退職、特別休暇制度 等）

3 連絡先 ※先ずはお電話ください。

埼玉労働局相談窓口

住所：さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

電話番号：048-600-6262

4 労働相談以外の相談について

○ 厚生労働省の電話相談窓口

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について

・電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）

・受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

○ 帰国者・接触者相談センター

湖北省への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴などがあり、発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にて相談を受け付けております。

なお、最寄りの保健所は以下URLをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/